

## 確認測定：実施時期等と留意点

### 環境・健康

リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化などを目的とした省令の改正が行われました。濃度基準値が設定されている物質について、リスクの見積りの過程において、労働者が当該物質にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれがある屋内作業を把握した場合は、ばく露される程度が濃度基準値以下であることを確認するための労働者の呼吸域における物質の濃度の測定（確認測定）を実施することが技術上の指針で示されています。

#### 確認測定の実施時期

濃度基準値を超えている（※）作業場	<ul style="list-style-type: none"> <li>少なくとも6月に1回、確認測定を実施する。</li> <li>※労働者の呼吸域における物質の濃度が濃度基準値を超えている。</li> </ul>
濃度基準値の2分の1程度を上回り、濃度基準値を超えない作業場	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の頻度で確認測定を実施することが望ましい。</li> <li>その頻度については、安衛則第34条の2の7及び化学物質リスクアセスメント指針に規定されるリスクアセスメントの実施時期を踏まえつつ、リスクアセスメントの結果、定点の連続モニタリングの結果、工学的対策の信頼性、製造し又は取り扱う化学物質の毒性の程度等を勘案し、労働者の呼吸域における物質の濃度に応じた頻度となるように事業者が判断する。</li> </ul>

#### 確認測定の実施時期等の留意点

最初の確認測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>呼吸用保護具の要求防護係数を算出するため労働者の呼吸域における物質の濃度の測定が必要である。</li> </ul>
定期的に行う確認測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>ばく露状況に大きな変動がないことを確認する趣旨であるため、定点の連続モニタリングや場の測定で確認測定に代えることも認められる。</li> </ul>
濃度基準値以下の場合の確認測定の頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>局所排気装置等を整備する等により作業環境を安定的に管理し、定点の連続モニタリング等によって環境中の濃度に大きな変動がないことを確認している場合は、作業の方法や局所排気装置等の変更がない限り、確認測定を定期的実施することは要しない。</li> </ul>

### kes サポート

課 題	kes サポート
ばく露濃度レベルの把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリング</li> <li>◇数理モデル（CREATE-SIMPLE等）による推定</li> </ul>
有害性のリスク低減措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇排・換気装置の検査・改善・設置</li> <li>◇呼吸用保護具のフィットテスト</li> </ul>
化学物質管理の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇作業環境管理専門家、化学物質管理専門家による支援</li> <li>◇労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）による支援</li> </ul>